

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第7項中「第129条の2第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）若しくは」を「第129条第1項の規定の適用を受けるもの又は」に、「第129条の2の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は個室ビデオ店等の用途に供する部分を有する建築物で、」を「第129条の2第1項の規定の適用を受けるもの若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の構造に関する制限が附加される個室ビデオ店等の用途に供する建築物の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市建築基準法施行条例 (抄)

(個室ビデオ店等に係る制限の附加)

第3条の3 省 略

2 - 6 省 略

7 前各項の規定は、個室ビデオ店等の用途に供する階のうち令第129条の2第1項の規定によ
第129条 の適

り階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）
用を受けるもの又は

若しくは個室ビデオ店等の用途に供する部分を有する建築物のうち令第129条の2の2第1項
第129条の2

の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けた
の適用を受けるもの若しくは

ものを含む。）又は個室ビデオ店等の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する
部分の床面積の合計が200平方メートル以下であるものについては、適用しない。